

第54号議案

調停に代わる決定について

下記の債務額確定等調停事件に関し、令和元年10月21日付けの民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条の規定による調停に代わる決定に対し、異議を申し立てないことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年11月1日提出

豊川市長 竹本幸夫

記

1 事件名

名古屋簡易裁判所令和元年（特ノ）第16号債務額確定等調停事件

2 当事者

申立人 豊川市開発ビル株式会社

相手方 豊川市、豊川信用金庫及びユニー株式会社

3 事件の概要

申立人が、令和元年6月24日名古屋簡易裁判所に対し、相手方3名に対する債務額を確定し、その支払方法の協定を求める特定調停手続による調停を申し立てていたものである。

4 調停に代わる決定の概要

(1) 申立人及び相手方3名は、申立人の相手方3名に対する債務額を次のとおり確認する。

豊川市 7,000万円

豊川信用金庫 22億9,613万3,000円

ユニー株式会社 1億5,000万円

(2) 市は、申立人からその事業の全部の譲渡を受ける。

(3) 市は、申立人からプリオビル関係の土地及び建物並びにプリオIIビル関係の土地を13億4,300万円（建物に対する消費税及び地方消費税を除く。）で買い受ける。

- (4) 市は、申立人からプリオⅡビル関係の建物の贈与を受ける。
- (5) 市は、申立人から譲渡される不動産に係る賃貸借契約上の貸主たる地位及びリース契約上の契約当事者たる地位を引き継ぐ。
- (6) 申立人は、市に譲渡した不動産の譲渡対価から、豊川信用金庫に5億円を、ユニー株式会社に3,000万円を弁済し、豊川信用金庫及びユニー株式会社は、当該不動産に係る根抵当権及び抵当権を解除する。
- (7) 相手方3名は、申立人が特別清算手続の開始に先立ち、その他の債権者に対してその債務の全てを弁済することに同意する。
- (8) 申立人は、特別清算手続により、相手方3名に対し、(6)による弁済後の残債務の一部を弁済し、相手方3名は、当該弁済後の全ての残債務を免除する。
- (9) 市は、申立人の特別清算手続による債務の弁済額が次の金額を下回ったときは、他の相手方に対し、当該金額に満たない額を補償する。
- 豊川信用金庫 6億2,000万円
- ユニー株式会社 4,000万円
- (10) 調停費用は、各自の負担とする。